

令和6年度 研修医研修支援資金1次募集要項

この制度は、将来島根県内の医療機関で後期研修を受けようとする臨床研修医又は島根県内の医療機関で勤務しようとする後期研修医に対し、研修支援資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

1. 対象者

- (1) 将来、島根県内の指定医療機関で産婦人科、小児科専門医取得を目指す臨床研修医（産婦人科、小児科重点プログラムに限る。）
- (2) 島根県内の産婦人科、小児科専門研修プログラムにより研修を行う後期研修医

※今回の募集対象診療科は、**産婦人科、小児科**です。

※この要項中の「産婦人科、小児科重点プログラム」とは、臨床研修医の募集定員が20名以上の基幹型臨床研修病院に設けられたもので、将来産婦人科・小児科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム（募集定員2名以上）のことです。

※島根県内の主な指定医療機関等については、7ページを参照してください。

※臨床研修医向けの資金は、貸与時点での勤務地は県内外を問いません。

※これまでに島根県の実施する研修医研修支援資金（本資金）の貸与を受けたことのある方は応募できません。

2. 募集人数

上記（1）、（2）合わせて 産婦人科2名程度、小児科2名程度

3. 貸与額と交付方法

それぞれ各年度に一括交付します。

(1) 臨床研修医

1年度に1回240万円

※₁研修1年目からの貸与で連続する2年度で2回を上限。

※₂研修2年目の臨床研修医に対しては、研修2年目の年度に1回のみ。

貸与が1回の場合でも、返還免除条件は変わりません。

※₃予算等の状況により変更となる場合があります。

(2) 後期研修医

1年度に1回240万円



※₁履修中の産婦人科、小児科専門研修プログラムの研修修了までの連続する3年度で3回を上限。

※₂予算等の状況により変更となる場合があります。

4. 貸与申請手続

研修支援資金の貸与を希望される場合は、次の書類を提出してください。

(1) **研修医研修支援資金貸与申請書** (様式第1号)

※臨床研修医用：様式第1号その1、後期研修医用：様式第1号その2

※必ず独立の生計を営む身元確実な成年者（配偶者を除く。）1名を連帯保証人とすること。

※連帯保証人の押印は、(2)の印鑑証明書の印鑑を押印してください。

(2) 連帯保証人についての市町村長の発行する**所得証明書及び印鑑証明書**

※申請日前3か月以内に発行されたもの。

(3) **研修病院長の推薦書**

(4) 研修病院長の発行する**在職証明書**

(5) 以下テーマの**小論文** (1, 600字程度)

「島根県内の（産婦人科・小児科 ※）医療の課題と、その解決に向けて担う自分の役割」

※診療科を選択してどちらか一方について記載してください。

(6) **医師免許証の写し**

5. 申請受付期間

令和6年8月23日（金）～令和6年9月30日（月）【必着】

6. 提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室
(TEL 0852-22-6684)

7. 面接

- ・ 申請者には、令和6年10月上旬～中旬頃に面接を実施します。
- ・ 面接時間や場所などは、申請書の受付後に通知します。

8. 貸与者の決定

- ・ 小論文及び面接評定を考慮のうえ、適格性の高い方から被貸与者を決定し、本人に通知します。
- ・ 被貸与者とならなかった場合も、その旨を通知します。

9. 支援資金の返還の免除

下記の条件に該当した場合には貸与金の返還が免除されます。

(1) 臨床研修医向け資金の貸与者

- ① 島根県の医学生向け奨学金（以下「他の貸付金」という。）の貸付けを受けていない者

返還免除条件

臨床研修を修了した日の属する月の翌月から県内の指定医療機関の産婦人科、小児科で後期研修（※）を3年間受けたとき

※後期研修プログラムやコースとして公募されている後期研修によらない専門医取得のための研修を3年間受けたときも含む。

指定医療機関以外の医療機関での後期研修

指定医療機関の長の指示により、指定医療機関以外の医療機関（県外も含む。）において産婦人科、小児科の後期研修を受けた場合、その研修期間が通算して6ヶ月未満（実質5ヶ月）の場合は、指定医療機関において産婦人科、小児科の後期研修を受けたものとみなします。

また、6ヶ月以上となる場合は、6ヶ月以上から当該研修修了までの期間を返還猶予期間とします。

- ② 他の貸付金の貸付けを受けた者

返還免除条件

臨床研修を修了した日の属する月の翌月に県内の指定医療機関で後期研修を開始し、かつ、他の貸付金の返還免除条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて3年間、県内の指定医療機関の産婦人科、小児科で医師の業務に従事したとき

指定医療機関以外の医療機関での医師の業務

指定医療機関の長の指示により、指定医療機関以外の医療機関（県外も含む。）において、産婦人科、小児科の医師の業務に従事した場合、その従事期間が通算して6ヶ月未満（実質5ヶ月）の場合は、指定医療機関の産婦人科、小児科において医師の業務に従事したものとみなします。

また、従事期間が通算して6ヶ月以上となる場合は、6ヶ月以上から従事修了までの期間を返還猶予期間とします。

(2) 後期研修医向け資金の貸与者

①他の貸付金の貸付けを受けていない者

返還免除条件

- ア) 後期研修を修了した日の属する月の翌月から引き続いて特定地域医療機関の産婦人科、小児科で貸与回数に対応する年数と同年数（貸与回数が3回の場合は3年間、2回の場合は2年間、1回の場合は1年間）医師の業務に従事したとき
- イ) 後期研修を修了した日の属する月の翌月から引き続いて特認指定医療機関の産婦人科、小児科で貸与回数に対応する年数の1.5倍の年数（貸与回数が3回の場合は4.5年間、2回の場合は3年間、1回の場合は1.5年間）医師の業務に従事したとき

②他の貸付金の貸付けを受けた者

返還免除条件

- ア) 他の貸付金の返還免除条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて特定地域医療機関の産婦人科、小児科で貸与回数に対応する年数と同年数（貸与回数が3回の場合は3年間、2回の場合は2年間、1回の場合は1年間）医師の業務に従事したとき
- イ) 他の貸付金の返還免除条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて特認指定医療機関の産婦人科、小児科で貸与回数に対応する年数の1.5倍の年数（貸与回数が3回の場合は4.5年間、2回の場合は3年間、1回の場合は1.5年間）医師の業務に従事したとき

※①及び②については、アとイをあわせた業務従事も可能です。

特定地域医療機関以外の医療機関での医師の業務

特定地域医療機関の長の指示により、特定地域医療機関以外の医療機関（県外も含む。）の産婦人科、小児科で医師の業務に従事した場合、当該従事期間を返還猶予期間とします。

返還免除に係る所得税の課税について

貸付金の返還が免除された場合は、返還免除額と利息相当額（10%）が給与所得や雑所得等に該当するため、課税対象となります。

返還免除された年の所得として、確定申告の時期に申告が必要となります。

10. 支援資金の返還

貸与した支援資金は、貸与を受けた者が次の事由に該当するに至ったときは、その事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた支援資金の全額と、その額に10%の利息を付けた金額の合計額を一括返還しなければなりません。

(1) 返還事由

- ① 支援資金の貸与が取り消されたとき（次の各号に該当する場合）
 - (ア) 臨床研修又は後期研修を取りやめたとき
 - (イ) 心身の故障のため臨床研修又は後期研修を修了する見込みがなくなったとき
 - (ウ) 臨床研修又は後期研修の成績が著しく不良となったと認められるとき
 - (エ) 臨床研修医向け資金の貸与者については、指定医療機関において後期研修を受ける意志がなくなったこと、後期研修医向け資金の貸与者については、特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に従事する意志がなくなったことにより、研修支援資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ② 臨床研修医向け資金の被貸与者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月の末日までに、指定医療機関において後期研修を開始しなかったとき
- ③ 臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けていない者）が、指定医療機関において引き続いて3年間、後期研修を受けられない見込みとなったとき
- ④ 臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌日から引き続いて3年間、指定医療機関において医師の業務に従事することができない見込みとなったとき
- ⑤ 後期研修医向け資金被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けていない者）が、後期研修を修了した日の属する月の翌月の末日までに、特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に就かなかったとき
- ⑥ 後期研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月の末日までに特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に就かなかったとき
- ⑦ 後期研修医向け資金被貸与者が、特定地域医療機関において引き続いて一定の期間（貸与を受けた回数が、3回の場合は3年間、2回の場合は2年間、1回の場合は1年間とする。ただし、特認指定医療機関において医師の業務に就いた期間については、当該期間を通算した期間に2/3を乗じて得た期間をもって計算する。）医師の業務に従事できない見込みとなったとき
- ⑧ 貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中（後期研修期間を含む。）に、死亡又は心身の故障により医師の業務（後期研修を含む。）に従事することができなくなったとき

(2) 返還方法

原則、返還事由が生じた日の属する月の翌月末日までの一括返還です。
特別な事情等があれば、相談により返還方法を変更できる場合もあります。

なお、正当な理由がなく返還期限を過ぎた場合には、別途延滞金（年利 15%）が必要となります。

【問い合わせ先】

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室（TEL 0852-22-6684）

URL：<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/ishikakuhotaisaku/>

で検索できます。

各種様式は上記Webサイトからダウンロードできます。

メール：iryou-ishi@pref.shimane.lg.jp

◎主な指定医療機関、特定地域医療機関及び特認指定医療機関 (R6年4月現在)

圏域	指定医療機関	過疎地域以外に 所在する医療機関 (特認指定医療機関)	過疎地域に所在する 医療機関 (特定地域医療機関)
松江	松江市立病院	○	
	松江生協病院	○	
	松江赤十字病院	○	
	独立行政法人国立病院機構松江医療センター	○	
	医療法人青葉会松江青葉病院	○	
	社会福祉法人島根整肢学園東部島根医療福祉センター	○	
	医療法人仁風会八雲病院	○	
	地域医療機能推進機構玉造病院	○	
	医療法人同仁会こなんホスピタル	○	
	安来市立病院		○
	社会医療法人昌林会安来第一病院		○
	雲南	雲南市立病院	
医療法人陶朋会平成記念病院			○
奥出雲町立奥出雲病院			○
飯南町立飯南病院			○
出雲	出雲市民病院	○	
	島根県立中央病院	○	
	島根大学医学部附属病院	○	
	出雲市立総合医療センター	○	
	島根県立こころの医療センター	○	
	医療法人同仁会海星病院	○	
大田	大田市立病院		○
	石東病院		○
	社会医療法人仁寿会加藤病院		○
	公立邑智病院		○
浜田	国立病院機構浜田医療センター		○
	医療法人社団清和会西川病院		○
	社会福祉法人島根整肢学園西部島根医療福祉センター		○
	島根県済生会江津総合病院		○
益田	益田赤十字病院		○
	益田地域医療センター医師会病院		○
	医療法人正光会松ヶ丘病院		○
	津和野共存病院		○
	よしか病院		○
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院		○
	隠岐広域連合立隠岐島前病院		○

※上記のほか、公立診療所(保健所含む)も指定医療機関等に入ります。

